

学校生活アンケート

第 () 学年 男・女

このアンケートは、皆さんが楽しく学校生活を送れるようにするために実施
 します。
 日ごろの学校生活をふり返って、あてはまる□にチェックしてください。

- 1 学校や学級は楽しいですか。
- 楽しい やや楽しい あまり楽しくない 楽しくない
- 2 最近、あなたはだれかに嫌なことをされたり、嫌な思いをさせられたりしましたか。
- ある すこしある あまりない ない
- 3 嫌なことや嫌な思いをさせたのは誰ですか。あてはまるものすべてにチェックしてください。
- 同じ学級の人 同じ学年の人 他の学年の人
 他の学校の人 その他 () ない
- 4 どんなことをされましたか。あてはまるものすべてにチェックしてください。
- 冷やかす、からかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われた
 物をかくされた、よごされた、壊された
 無視された、仲間はずれにされた
 なぐられた、けられた、たたかれた、ぶつかられた
 お金や物をたかられた
 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをさせられた
 インターネットやスマートフォンで悪口を書かれるなど嫌なことをされた
 写真や動画を勝手に撮られたり、SNS等に公開されたりした
 その他 ()
- 5 そのことをだれかに話しましたか。
- 話した (だれに)
 話していない (理由)
 話したいと思っている (だれに)
- 6 あなたは、他の人がからかわれたり、嫌な思いをさせられている場面を見たり聞いたりしたことがありますか。
- ある (その後、どうしたか)
 ない
- 7 嫌なことをされたり、嫌なことをさせられたりしたこと、他の人がからかわれたり、嫌な思いをさせられている場面を見たり聞いたりしたことについて、またはそれ以外のことでも、知らせたいことがあれば、自由に書いてください。知らせたいことがない人は必ず〇〇〇(例：みんなが楽しく過ごせる学級をつくるためにはどうすればよいか、自分の学級について思うこと)を書いてください。
 (〇〇〇は学校で決めてください)

調査の期間 (令和 年 月から 今日まで)

県教委「学校生活アンケート」実施の手引き

義務教育課・高校教育課

1 基本的な考え方

令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果によると、いじめの発見のきっかけについては、全校種ともに「アンケート調査などの学校の取組により発見」が最も多かった。(小 59.4%, 中 52.7%, 高 78.7%, 特 38.2%)

このことから、いじめを早期に発見・対応し、重篤化を防ぐためには、アンケートをより効果的に活用することがポイントとなる。

また、アンケートの効果として、

- アンケートにより児童生徒の学校生活の実態を把握することで、一人一人へのきめ細かな支援や対応ができる。
- 「困ったことがあったら言える」、「学校が丁寧に悩みを聞き取ろうとしてくれている」と児童生徒や保護者に安心感を与えることができる。
- 被害が表面化しやすい環境をつくることにより、加害者への抑止力を高めることにもつながる。

などといったものが想定される。

いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなるような取組を意図的・計画的に行い、その取組の成果を評価し改善するためにもアンケートを実施することが重要である。

2 実施上の留意点

- (1) 各学校ではアンケートの実施に当たり、事前に目的や実施方法等について全教職員で共通理解を図るとともに、児童生徒及び保護者に対しても十分に理解を得た上で実施すること。
- (2) 児童生徒の心情は、学校・家庭における状況の変化に伴い、短期間で急激な変容を見せることもあるため、可能な限り短い間隔で状況把握をすることが望ましい。このため、アンケートの実施回数については、本アンケート、市町村教育委員会等が作成しているアンケート、県総合教育センター作成の「学校楽しいーと」、「SNSチェックシート」等を組み合わせて**年5回以上実施**することを推奨する。なお、学校の状況に応じて、簡易版と組み合わせて毎月実施している学校もあるところであり、児童生徒の心情・生活状況を積極的・継続的に把握し、早期発見、早期対応に努める。
- (3) 本アンケート様式は、参考様式であり、児童生徒の発達の段階や学校、地域の実態等に合わせて項目を追加したり、簡易版を作成したりするなどして実施することも可能である。各市町村教育委員会等が作成しているアンケート様式、県総

合教育センター作成の「学校楽しいーと」，「SNSチェックシート」，これまで各学校で使用している様式によるアンケート等を活用し，総合的・多面的な視点から児童生徒の心情を把握する。

- (4) アンケートにより児童生徒の悩みやいじめの全容が把握できるものではない。アンケートはあくまで悩みやいじめの発見の「きっかけ」であり，いじめ問題への対応のスタートであるという認識を持ち，実施したアンケートの結果を踏まえ，児童生徒との面談等により，詳細を把握する。
- (5) アンケート実施当日に欠席した児童生徒にも，可能な限り後日アンケートを個別に実施することが望ましい。長期欠席者等については，家庭訪問等により，きめ細かな状況の把握に努める。その場合，アンケートによらない調査方法もあり得る。
- (6) 簡単なアンケートであっても，ふざけないで正直に答えてほしいことを児童生徒にしっかりと伝えるとともに，回答しやすい雰囲気づくりに努める。

3 各調査項目の留意点

- (1) 「学校生活アンケート」質問1は，4つの選択肢から現在の状況を回答する調査項目である。定期的実施し，その変化を把握することで児童生徒の心情の変化を確認することができる。例えば，前回アンケートで「楽しい」と回答していた児童生徒が，「楽しくない」，「あまり楽しくない」と回答した場合は，児童生徒において状況の変化が生じ，不安定な状況にあることが予測される。児童生徒の学校生活の様子や表情等をつぶさに観察し，面談を行い状況を確認するなど，丁寧な対応をする必要がある。変化の把握については，質問2においても，同様である。
- (2) 質問3は，嫌なことをされた対象についての調査項目である。その他の欄に保護者や教職員等と回答する児童生徒も予想されるが，その場合は，虐待や体罰等が発生していることも懸念される。その際は，面談等を行い，丁寧な実態把握に努める。
- (3) 質問4は，いじめの態様に関する調査項目である。あてはまるものについては，すべてチェックする（複数回答可）。項目以外の行為については，その他の欄に記載する。確認したいじめの態様の内容によっては，警察への相談・通報等も検討しなければならない。
- (4) 質問5は，相談の有無についての調査項目である。具体的な記述があった際は，回答した児童生徒に丁寧な聞き取りを行い，状況を把握するとともに，回答した児童生徒に了解をとった上で，相談を受けた者（保護者，児童生徒，教職員等）にも状況を聞き取り，その後の対応について検討する。

(5) 質問6は、他の児童生徒のいじめについての調査項目である。いじめの情報を学校に提供することは、回答した児童生徒にとって、いじめの加害者に自分が告げ口をしたと思われることへの不安感を伴う行為である。しかし、そのような不安の中にあっても、友人を助けたいという強い正義感から勇気を出して情報提供に踏み切ったのである。情報を提供してくれた児童生徒には、そのような行為を称賛しつつ、情報提供者の名前が表に出るようなことはないとの約束した上で、対応するなど配慮する。

(6) 質問7は、自由に記述する項目である。静かな教室内で、鉛筆の音が鳴り響くような環境であれば、周囲の目を気にするあまり、誰も記述できない。知らせたことがない児童生徒にも何らかの課題を与え記述させるなどして、必ず全員が記述する状況をつくり、学校に伝えたいことがある児童生徒が回答しやすいように配慮する。

「必ず〇〇〇を書いてください」の「〇〇〇」の部分は、各学校が選択する。

4 実施方法

(1) アンケートの実施にあたっては、目的等を説明した上で実施するなど、児童生徒のいじめの実態がより正確に把握できるように努めること。その際、各学校の実態に応じて児童生徒が記名するか、無記名で行うかを判断する。

いずれの方法で実施する場合も、机間指導や慎重な回収方法の工夫など児童生徒が回答しやすい環境づくりに努める。

(2) 児童生徒の解答用紙が他の児童生徒に見られないようアンケート用紙を裏返し、教師が回収するなど、配慮すること。また、無記名で実施する場合は、アンケートを記入した児童生徒を確実に把握できるように回収するなど、その後の対応に支障がないような回収方法を心掛けること。

(3) 小学校低学年の児童に対する実施の際など、発達段階に応じて、質問内容を読み上げて分かりやすく説明しながら進めたり、個別の面談と同時に実施して教師が記録したりするなど、児童の状況を十分考慮した上で実施すること。（そのほか、チェックではなく○で囲む、自由記述欄を省くなどの工夫が考えられる。）

5 実施後の対応

(1) 児童生徒は、教師を信頼し、また勇気をふりしぼって回答していることも十分考えられる。それに応えるためにもアンケートの実施後、その日のうちにアンケートの結果を確認する。入力・集計等は、後日で構わないが、緊急性が高いと判断される回答があった場合は、管理職に報告・相談、校内の学校いじめ対策組織と情報共有を行った上で、速やかに対応を行う。決して、回答したアンケートを放置することがあってはならない。アンケートで情報提供をしたのに、学校が対応しないような状況があれば、その後、児童生徒は困ったことがあっても相談しなくなり、学校は信頼を失うことにつながる。併せて、保護者の信頼を失う可能性もあるため、学校として、組織的に迅速な対応を行うよう心がける。

(2) 児童生徒がアンケートでいじめについて回答するということは、精神的に余裕のない可能性が高い。そのため、アンケートに加えて個別に面談をするなど適切なケアを行うようにする。

個別に面談を行う場合、面談をする時間や場所等について、十分に配慮するとともに全員を対象に面談を行うなど、いじめられていると回答した児童生徒が特定されることがないように留意する。

(3) 学校内の管理職、学校いじめ対策組織においてアンケート結果を共有する。その上で、個別事案への対応方針を組織的に決定する。

これまで全国各地で発生している、生徒指導上の重大事案における学校の不適切な対応の多くは、「個人のみの判断で対応が行われ、組織的対応が欠如していたこと」が背景にあることを十分に理解し、組織的な対応を徹底する。

(4) アンケートにいじめの情報が記載されていた場合は、当該情報を基にいじめの事実確認を行う。アンケートの記述のみでいじめの認知を行ってはならない。いじめ防止対策推進法第2条の「いじめ」は、「加害者から被害者に対する行為」と、「被害者側の苦痛」が主な要件となっているため、児童生徒や教職員への聞き取り等を通して事実関係を確認する。その上で、管理職を含む校内の学校いじめ対策組織でいじめの認知を行う。

(5) 把握したアンケートに基づき事実関係を確認した結果、犯罪や児童虐待が疑われる場合は、速やかに警察・児童相談所等の関係機関に通報を行う。

(6) アンケートの回答用紙の保管は、各市町村教育委員会、各学校の文書管理のルールに従い、行う。

(7) アンケートの回答における個人情報を含む情報の管理（開示請求等）については、市町村の行政文書の開示、個人情報の保護に関する条例、規則に基づき行う。

学校において対応の判断に迷いが生じる場合や外部からの威圧的な開示の要求を受けた場合等は、決して学校のみで判断せず、必ず市町村教育委員会、市町村の行政文書管理担当部署と協議を行い、必要に応じて弁護士、警察等に相談を行う。